

林地残材に関する情報提供等事務取扱要領

平成26年12月 5日 制定
令和 3年 4月 1日 改正

(目的)

第1条 この要領は、奈良県が森林所有者から受ける「林地残材に関する情報提供に係る同意書」の取扱い等に関して必要な事項を定め、情報提供事務の適正な執行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 林地残材 間伐実施後の林内に放置されている奈良県内の伐倒木をいう。
- (2) 登録事業者 林地残材買取事業者登録要領（平成26年12月5日制定）第4条により、奈良県知事（以下「知事」という。）に認定された事業者をいう。
- (3) 森林整備事業 奈良県木材生産推進事業、奈良県森林資源適正管理推進事業、美しい森林づくり基盤整備事業、混交林誘導整備業及び市町村が単独で実施する事業等をいう。

(同意書)

第3条 この要領の定めるところにより、林地残材を保有する森林所有者が登録事業者による林地残材の買取を希望する場合は、「林地残材に関する情報提供に係る同意書」（以下「同意書」という。）を知事に提出するものとする。

2 森林整備事業の施行地に係る同意書の提出は、事業完了後とする。

(情報提供)

第4条 知事は、森林所有者から同意書の提出があった場合は、同意書に記載の森林が位置する市町村において登録のある登録事業者に対し、同意書の写しを提供するものとする。

(林地残材の売買)

第5条 林地残材の売買については、奈良県から提供のあった同意書に基づいて、登録事業者が森林所有者に働きかけるものとし、森林所有者と双方合意の上、売買契約に基づいて行うものとする。

(個人情報の守秘)

第6条 奈良県は、同意書における個人情報については、林地残材に関する情報提供事務以外に使用しないものとし、いかなる場合においても登録事業者以外には公表しないものとする。

2 登録事業者は、奈良県から提供のあった同意書及び林地残材買取を行う過程で知り得た一切の個人情報は、林地残材の買取以外の目的に使用しないものとし、かつ、個人情報

報の秘密を守らなければならない。

(損害賠償請求)

第7条 林地残材の搬出に伴う残存立木の損傷又はこれに類する損害が発生した場合及び個人情報の漏洩によって損害が発生した場合の森林所有者による損害賠償請求は、登録事業者に対して行うものとする。

附 則

この要領は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。